

議案第二十一号

三朝町上水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町上水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日



三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町上水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「町長（以下「管理者」という。）の」を削る。

第五条中「管理者の」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）の」に改める。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「及びメーター貸付料金」を削り、同項を同条第二項とする。

別表第二を次のように改める。

別表二（第二十五条関係）

給 水 料 金 表

口 經	基本水量	基本料金	超過料金 一立方メートルにつき
ミリメートル 一三	立方メートル 八	二八〇円	一〇〇立方メートル以上未 〇〇〇円
二〇	一五	八一〇	三五〇以上未 六〇〇
二五	二五	一、七〇〇	二五〇以上未 六〇〇
三〇	三〇	二、〇五〇	二〇〇以上未 六〇〇
四〇	四〇	二、八〇〇	一〇〇以上未 六〇〇
五〇	五〇	五、一〇〇	六〇
七五	七五	七、〇〇〇	六〇
一〇〇	一五〇	一三、五〇〇	六〇

附
則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の三朝町上水道事業給水条例第二十五条及び別表二の規定は、昭和五十一年四月分の給水料金から適用する。